

令和 7 年度 有田町地域おこし協力隊隊員募集事務業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

焱の博記念堂の利活用を中心とした有田町の芸術文化振興を担う人材を地域おこし協力隊員として受け入れる。

地域おこし協力隊員の募集に当たり、隊員としてふさわしい人材の発掘を行う。また、採用後のミスマッチを無くすため、募集要項の作成支援や PR 支援活動を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

有田町地域おこし協力隊隊員募集事務委託業務

(2) 業務内容

別紙、令和 7 年度 有田町地域おこし協力隊隊員募集事務業務委託仕様書を参照

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※地域おこし協力隊の形態（雇用型、委託型）は問わない。

3 委託上限額

3,300,000 円（消費税込）

4 参加資格

本提案に参加できる者は、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定いずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル実施までの間に、有田町建設工事等の契約に係る指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、並びに次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 官公庁において実績があるパッケージで提案できること。

## 5 スケジュール

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 公募開始          | 令和 7 年 7 月 1 日 (火)   |
| (2) 質問書受付期限       | 令和 7 年 7 月 9 日 (水)   |
| (3) 参加届出期限        | 令和 7 年 7 月 11 日 (金)  |
| (4) 提案書及び見積書の提出期限 | 令和 7 年 7 月 18 日 (金)  |
| (5) プロポーザル審査会     | 令和 7 年 7 月 22 日～25 日 |
| (6) 審査会結果通知       | 令和 7 年 7 月 28 日 (月)  |

※スケジュールは、状況に応じて変更になる場合があります。

## 6 参加届

本プロポーザルに参加を希望される事業者は、参加申込フォームから申し込んでください。

- ・プロポーザル参加申込フォームの URL

<https://logoform.jp/form/Fpfy/1094999>

- ・申込期限

令和 7 年 7 月 11 日 (金) 17 時 00 分まで

フォームでの申込ができない場合は、「12 問合せ先及び書類提出先」に記載の担当者へお問い合わせください。

## 7 本件に関する質問等

質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）をメールにて送付ください。

- ・提出期限

令和 7 年 7 月 9 日 (水) 12 時 00 分まで

- ・提出方法

「12 問合せ先及び書類提出先」に記載のメールアドレスへ送信してください。

メール以外の電話、FAX 等による質問へは回答しません。

・回答方法

回答の準備ができ次第、有田町ホームページに掲載します。

## 8 提案書・見積書の提出

### (1) 提案書作成要領

提案書は、仕様書を基にできる限り具体的にかつ、簡素な文書を用いて、分かりやすい表現となるよう作成すること。

提案書は A4 サイズで 20 ページ以内とする。表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること（表紙、裏表紙、目次はページ数に含まない）。また、表紙には事業者名を記載すること。

提案内容はすべて実現可能なものとする。業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

#### ○提案書記載項目

- ・企画提案内容
- ・業務実施スケジュール
- ・実施体制・事務連絡体制
- ・(任意) 追加提案

### (2) 見積書の作成要領

見積書は任意の様式で可。ただし、委託上限額を超えないこと。

### (3) 提案書及び見積書の提出

電子メールで提出すること。データの形式は PDF とする。

提出期限：令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時 00 分まで

## 9 選考方法

### プレゼンテーション審査

提出した提案書を用いたプレゼンテーションによる審査を実施する。

・日程

令和 7 年 7 月 22 日～7 月 25 日（予定）

・場所

佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地 有田町役場庁舎内

・所要時間

質疑応答の時間を含め、30 分以内（提案 20 分、質疑応答 10 分）とする。

・機器等

プロジェクター（アナログ RGB 又は HDMI 接続）・スクリーン・モニター

(HDMI 接続)については、有田町で準備することができますが、必要な場合は、事前にお知らせください。なお、PCについては事業者でご準備ください。

## 10 選定基準

優先事業者は、プレゼンテーション審査の評点により決定する。なお、審査項目及び評価点は次のとおりとする。

※A～Eの5段階評価（A=10割、B=8割、C=6割、D=4割、E=2割）

項目	内容	配点
実施体制	適切な業務を提供できる実施体制であるか	20
スケジュール	実行程は妥当であるか	20
提案内容	目的に即した提案がなされているか	20
事業者実績	同種・類似の事業実績を有しているか	20
見積額	見積金額の算定は妥当であるか	20

## 11 留意事項

- (1) 同一の法人からの複数の提案書・見積書の提出は不可とする。
- (2) 提出された提案書・見積書等は返却しません。
- (3) 提出された提案書・見積書等は業者選定以外の目的で使用しません。
- (4) 提案書・見積書等を受理した後は、内容の追加及び修正は認めません。
- (5) 提案及び見積書提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに係る書類に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (7) 本公告後、事業担当者等へ営業活動は控えること。違反した場合は、失格とする場合があります。
- (8) 他の参加事業者等との談合及びそれと疑われるような行為等は控えること。
- (9) 有田町より提供された情報は他へ一切漏らさないこと。
- (10) プロポーザルの選定結果に関する意義申し立ては一切受け付けません。
- (11) 本プロポーザル参加者に関する情報については、参加資格要件を確認するため、佐賀県警察本部等の関係機関への照会等に使用することがあるほか、参加者に対し必要な書類の追加提出を求めることがあります。
- (12) 提案実施内容の一部について、他者に委託する際は、事前に本町の承諾を受けることとする。

## 12 問合せ先及び書類提出先

〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町役場 まちづくり課（担当：采女・佐藤）

TEL：0955-46-2990

E-mail：machidukuri@town.arita.lg.jp